



# 音楽教育推進協議会

おんすいきょう

## 心豊かな音楽教育を願って

音楽教育推進協議会は、学習指導要領の趣旨に沿い、さまざまな今日的な課題をテーマに取り組んでおります。具体的には、学習指導要領の趣旨を理解し、授業改善を通して学習活動を充実させることが重要であると考えます。

子ども一人一人が楽しい音楽活動を通して音楽の良さや楽しさを感じるとともに、音楽の素晴らしさや感動する心を育む学校教育の推進に寄与することを目的とし、その達成のために、次の授業を行っています。

- (1) 学校および研究グループ支援。
- (2) 音楽科特別講座の開催。
- (3) 音楽教育研究団体に対する支援・協力。
- (4) 音楽教育に関わる研究と調査並びに教材の開発。
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事業。

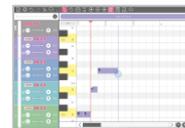
これからも、学校のニーズの多様化を直視し、先生方に有益な事業の充実を図って参ります。



## 研究助成

音楽教育団体、学校、任意グループの研究を支援します。

支援内容：講師の派遣、研究に必要な教育機器等の貸し出し、ヤマハデジタル音楽教材のライセンスなど



## 音楽科特別講座の開催

各支部毎に音楽科特別講座を開催しています。学級担任の先生から小中学校の音楽専科の先生まで、たくさんのご参加をいただき、好評をいただいております。

## 教育機器・教材の開発提案

研究や講座で得たヒントをもとに、学習に効果的な教育機器や教材の開発を提案します。



# 音楽教育推進協議会

おんすいきょう

■関東甲信越支部事務局

■東海北陸支部事務局

〒108-8568 東京都港区高輪2-17-11 6F

■九州支部事務局

〒556-0011 大阪府大阪市浪速区難波中1-13-17  
ナンバ辻本ビル5F

■協賛団体

(株)ヤマハミュージックジャパン

## ■音楽教育推進協議会 会則

### 第1章 総 則

第1条 本会の名称は、音楽教育推進協議会(以下、「本会」と称する。

第2条 本会は、音楽教育がより充実し、子ども達に夢を与える、楽しい音楽活動の振興に寄与することを目的とする。

第3条 本会の事務局を、会長所定の場所に置く。

### 第2章 事 業

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行なう。

- (1) 学校および研究グループ支援。
- (2) 音楽科特別講座の開催。
- (3) 音楽教育研究団体に対する支援・協力。
- (4) 音楽教育に関わる研究と調査並びに教材の開発。
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事業。

### 第3章 組 織

第5条 本会は本部事務局及び支部をもって組織する。

第6条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 本部事務局  
事務局長 監事 事務局員
- (2) 支部  
支部長 副支部長 常任理事 理事 事務局長 監事

第7条 本会は、理事等をもって構成し、その選出と退会は次の通りとする。

- (1) 会長は関東甲信越支部長兼務とする。
- (2) 支部長は各支部の常任理事の中から推薦し、総会の決議によって選定する。
- (3) 副支部長は各支部の常任理事の中から支部長が委嘱する。
- (4) 常任理事および理事は常任理事会の推薦により支部長が委嘱する。
- (5) 事務局長は常任理事および理事の中から支部長が委嘱する。
- (6) 監事は理事会で推薦し支部長が委嘱する。
- (7) 退会は、退会届を支部長に提出することにより、任意に退会することができる。

第8条 本会に、顧問をおくことができる。

第9条 顧問は常任理事会の承認を経て支部長が委嘱する。

### 第4章 役員の仕事と任期

第10条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表する。
- (2) 支部長は支部を代表し、会務を統括する。
- (3) 副支部長は支部長を補佐し会務にあたり支部長事故ある時は職務を代行する。
- (4) 常任理事および理事は、本会の業務を執行する。
- (5) 監事は、会計の監事にあたる。

第11条 役員の仕事 報酬は、次の通りとする。

- (1) 役員の仕事は1年とする。但し、再任を妨げない。
- (2) 役員の仕事は無給とする。

### 第5章 会 議

第12条 (1) 会議は、総会 支部総会 支部理事会 事務局連絡会議とする。

(2) 総会は、会長 支部長 副支部長 事務局長で構成し、会長が召集し開催する。  
(定足数は3分の2以上とし、決議は、過半数によるものとする。)

(3) 支部総会は、支部長 副支部長 常任理事 理事 事務局長で構成し、年1回開催する。  
(定足数は3分の2以上とし、決議は、過半数によるものとする。)

(4) 支部理事会は支部長 副支部長 常任理事 理事 事務局長で構成し、必要に応じて支部長がこれを召集する。

### 第6章 協賛団体

第13条 本会の趣旨に賛同し、事業遂行に協力する団体・法人等を協賛団体とする。

### 第7章 会 計

第14条 本会の会計は、協賛金・事業収入・その他の収入をもってあてる。

第15条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

### (附則)

- ・規約の運営は細則で定めることができる。
- ・この会則及び細則の改定は、理事会の承認を得ることとする。
- ・本会則は、平成12年4月1日をもって施行する。
- ・平成14年4月16日本会則一部改定。
- ・平成18年4月1日本会則一部改定。
- ・平成19年4月1日本会則一部改定。
- ・平成20年4月1日本会則一部改定。
- ・平成22年4月1日本会則一部改定。
- ・平成25年4月1日本会則一部改定。
- ・平成27年4月1日本会則一部改定。
- ・平成28年4月1日本会則一部改定。
- ・令和6年4月19日本会則一部改定。